

令和 3 年 3 月 23 日  
高 齢 施 策 担 当 部

## 条例改正について（報告）

### 練馬区介護保険条例の一部を改正する条例

- ・ 第 8 期介護保険料の設定（基準月額 6,600 円）
- ・ 平成 30 年度税制改正に伴う保険料算定に関する特例基準の設定（合計所得金額の調整）

### 練馬区地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例

- ・ 国の省令改正を踏まえ、条例で定める基準を改正
- ・ 地域密着型サービスは、要介護 1～5 の方に対するサービス
- ・ 改正内容は、国基準を横引き（ページ下部の共通事項（ ） 認知症介護基礎研修の受講の義務付け等）

### 練馬区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部を改正する条例

- ・ 国の省令改正を踏まえ、条例で定める基準を改正
- ・ 地域密着型介護予防サービスは、要支援 1・2 の方に対するサービス
- ・ 改正内容は、国基準を横引き（共通事項（ ） 認知症介護基礎研修の受講の義務付け等）

### 練馬区指定居宅介護支援等の事業の人員および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

- ・ 国の省令改正を踏まえ、条例で定める基準を改正
- ・ 居宅介護支援は、要介護 1～5 の方に対するケアプランを作成する業務。ケアマネが行う。
- ・ 改正内容は、国基準を横引き（共通事項（ ） 管理者要件適用に係る猶予期間の延長等）

### 練馬区指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部を改正する条例

- ・ 国の省令改正を踏まえ、条例で定める基準を改正
- ・ 介護予防支援は、要支援 1・2 の方に対するケアプランを作成する業務。地域包括支援センターの保健師等が行う。
- ・ 改正内容は、国基準を横引き（共通事項（ ）のみ）

#### 共通事項

感染症対策の強化、業務継続に向けた取組の強化、ハラスメント対策の強化、会議や多職種連携における ICT の活用、利用者への説明・同意等に係る見直し、高齢者虐待防止の推進等